

京都市告示第347号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成28年10月13日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科御陵緯 7号線	山科区御陵別所町83番地の1地先から 同町84番地の2地先まで	旧	メートル 20.70	メートル 4.30
		新	20.70	4.29 ~ 5.70
醍醐緯56の 2号線	伏見区石田大受町44番地の2地先内	旧	6.00	6.50
		新	24.10	2.63 ~ 6.80
深草南部緯 2号線	伏見区深草大亀谷万帖敷町878番地の 3地先内	旧	3.00	6.01 ~ 9.00
		新	3.00	6.01 ~ 9.04

(建設局土木管理部道路明示課)